



令和4年3月23日
庁議資料

3水多調業第266号
令和4年3月17日

各市町下水道事業担当部長 殿

東京都水道局多摩水道改革推進本部
調整部長 小山 伸樹
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症への対応に関する水道料金・下水道使用料の支払猶予の受付期間延長について（通知）

日頃より、水道事業に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

東京都では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金等の支払が困難な事情にあるお客さまに対する支払いの猶予を、令和4年3月31日までの受付としておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響が依然として大きいことから、お客さまへの支援継続のため、下記のとおり、支払猶予の新規受付期間を延長いたします。

つきましては、同時に徴収しております下水道使用料につきましても、同様の扱いとさせていただきます。御理解のほど、よろしくお願いたします。

記

- 1 受付期間
令和4年9月30日(金)まで延長
- 2 猶予期間
お申し出いただいた日から最長一年間
- 3 お申込み方法
水道局多摩お客さまセンターでの受付
- 4 猶予期間終了後の対応
猶予期間終了後も、1年以内の分割支払い等の相談に応じる

東京都水道局
多摩水道改革推進本部
調整部業務指導課
海老塚・渡邊・高橋
TEL 042-548-5371